掛川市条例第１０号

　掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例

（掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第１条　掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年掛川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

（掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第２条　掛川市固定資産評価審査委員会条例（平成17年掛川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（書面審理） 第６条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第１項第２号及び第２項第３号において「情報通信技術利用法」という。）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 ３～５　（略）	（書面審理） 第６条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、正副２通の弁明書の提出があったものとみなす。 ３～５　（略）

（掛川市手数料条例の一部改正）

第３条　掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（証明、閲覧等に係る手数料） 第７条　証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第５章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(7)　（略） (8) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第４条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第１項の規定による交付　前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙１枚につき同号ア又はイに定める額 (9)～(13)　（略）	（証明、閲覧等に係る手数料） 第７条　証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第５章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(7)　（略） (8) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第１項の規定による交付　前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙１枚につき同号ア又はイに定める額 (9)～(13)　（略）

第４条　掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　　正　　前	改　　正　　後
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料） 第17条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）第２条第７項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき800円とする。 ２　法第７条第１項の通知カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき500円とする。	（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料） 第17条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき800円とする。

（掛川市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第５条　掛川市行政不服審査法施行条例（平成28年掛川市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　　正　　前	改　　正　　後
（手数料の額） 第８条　法第38条第６項及び他の法令の規定において読み替えて準用する同条第４項並びに法第81条第３項において読み替えて準用する法第78条第４項の条例で定める手数料の額は、次の各号の掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第４条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による交付　前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙１枚につき同号ア又はイに定める額	（手数料の額） 第８条　法第38条第６項及び他の法令の規定において読み替えて準用する同条第４項並びに法第81条第３項において読み替えて準用する法第78条第４項の条例で定める手数料の額は、次の各号の掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による交付　前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙１枚につき同号ア又はイに定める額

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条から第３条まで及び第５条の規定　公布の日

(2) 第４条の規定　公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日